

前回御指摘のあった事項について

平成27年1月30日

(1) 相隣関係的紛争について

相隣関係的紛争が、「相当範囲にわたる」との公害の定義に該当するかについては、人的範囲及び地域的範囲を総合勘案して、個別の事案ごとに判断を行っている。

○ 環境基本法における定義

公害紛争処理法第2条において、公害とは、環境基本法第2条第3項に規定する公害をいうとされている。

また、環境基本法第2条第3項では、公害とは、「環境保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁(略)、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下(略)及び悪臭によって、人の健康又は生活環境(略)に係る被害が生ずることをいう。」ものとされている。

ここで、隣接する住宅のエアコンの室外機の騒音被害、隣接する住宅の飼い犬の鳴き声の騒音被害、音楽による騒音被害等が「相当範囲にわたる」といえるかどうか問題となり得る。

○ 公害紛争処理法の解釈

公害紛争処理法の施行時の通達において、「相当範囲にわたる」とは、単なる相隣関係的な程度でなく、地域的にある程度の広がりをもっている必要があり、また、この場合被害者は1人であってもよいとしている。

◎公害紛争処理法の施行について(昭和45年11月1日付け総理府総務副長官通達)(抄)

第四 対象となる公害紛争の範囲について

(一)「公害の範囲」

① 略

(イ)「相当範囲にわたる」とは、大気汚染等の現象が単なる相隣関係的な程度でなく、地域的にある程度の広がりをもっていることが必要であることをいうものである。この場合、その被害者は、多数に及ぶ必要はなく、一人であってもよい。

○ 過去の裁定事件における判断の例

以下のとおり、相当範囲にわたるか否かは、人的範囲及び地域的範囲を総合勘案して、一定程度の社会的な広がりをもっているか否かによって判断されるべきとした上で、個別の事案ごとに相当範囲性の判断を行っている。

(例1)相当範囲にわたるとした例(申請は棄却)

- ・ 渋谷区におけるマンション騒音による健康被害等責任裁定申請事件(平成21年)
マンションに居住する申請人が、その直上階で事業活動をしていた被申請人が発生させた騒音により、肉体的・精神的苦痛を受けたと主張して損害賠償を求めた事案。

◎裁定書(抜粋)

公害紛争処理法上の「公害」といえるためには、大気汚染、騒音等の被害発生原因となる現象が相当範囲にわたることが必要とされるところ、同法が、公害紛争について一般の民事事件とは異なる紛争解決手続を定めた趣旨は、公害紛争が単なる私人間の争いを越えた社会性や公共性を有するためであるから、被害発生原因となる現象が相当範囲にわたるか否かは、当該現象の及んでいる人的範囲及び地域的範囲を総合勘案して、一定程度の社会的な広がりを有するか否かによって判断されるべきである。

これを本件について見るに、申請人の主張は、自宅の直上階にある旧被申請人宅(本件事務所部分)から聞こえた作業音が「相当範囲にわたる騒音」(すなわち「公害」)に該当するということであるところ、証拠(甲7の3)によれば、申請人宅での騒音測定の結果、その発生源がどこであるかは別にして、平成21年9月24日から同年10月18日までの間に、最大値で60dBを超える音が夜間でも複数回聞こえていたことが認められ、さらに、証拠(参考人E)及び審問の全趣旨によれば、本件マンションは、その構造上、遮音性能が必ずしも十分ではないことが認められるから、壁や床を隔てて多数の世帯が居住するという共同住宅の性質を考慮すれば、被害発生原因となる現象(騒音)が、一定の人的・地域的な広がりを持っていたものと認められる。

(例2)相当範囲にわたらないとした例(申請却下)

- ・ 大和郡山市における化学物質による健康被害原因裁定申請事件(平成17年)
被申請人の店で購入したパイン集成材に含まれていた有害化学物質により、
シックハウス症候群に罹患したと主張して、原因裁定を求めた事案。

◎決定書(抜粋)

同条項によれば、「公害」といえるためには、大気の汚染等の被害発生原因となる現象が相当範囲にわたることが必要とされているところ、「公害」について、一般の不法行為の事案とは別個の取扱いを必要とする理由は、その社会性、公共性にあるのであって、ある程度の広がりを持つ必要があるという点にある。とすれば、相当範囲にわたるか否かは、大気の汚染等の被害発生原因となる現象の及んでいる人的範囲と地域的範囲とを総合勘案して、ある程度の社会的広がりを有するか否かによって判断されるべきである。

(中略) 仮に、申請人主張のとおり、本件集成材に含まれていた化学物質への暴露により、申請人の上記症状が発現したとしても、本件集成材からの化学物質の空気中への放散は、極めて限定された空間(居室内あるいは居宅内)にとどまるものであり、その地域的範囲は、相隣関係にも至らない程度の限られた範囲のものといわざるを得ない。現に、シックハウス対策(化学物質過敏症の対策も同様。)は、その原因物質である化学物質の空気中への放散が居室あるいは居宅内に限定されることを当然の前提とした上で、前記第2の1の3)のウのとおり、室内空気の汚染の問題として化学物質の室内濃度の指針値の発表という形で、あるいは、建築基準法に基づく居室内における化学物質の発散に対する衛生上の措置に関する技術的基準の整備という形で、実施されているのである。また、本件事案の健康被害の人的関係も、申請人と被申請人の関係にとどまり、その人的範囲も極めて限られたものである。

(参考) 公害等調整委員会事務局による過去の回答

◎機関誌「ちょうせい」第12号(平成10年2月)(24ページより抜粋)

※公害紛争・苦情処理に携わる自治体職員向けの「紛争処理Q&A」

(中略)騒音の程度のみならず、周辺家屋の位置関係などを含めた具体的な実態に基づいて、被害者の数や被害の地域的広がりを客観的かつ総合的に調査して「相当範囲にわたる」かどうか判断する必要があります、この要件を満たせば、公害紛争処理法が対象とする公害として取り扱うことができます。

この「相当範囲にわたる」という要件は、人的・地域的に広がりのある被害を公害として取り扱おうという趣旨で規定されているものですが、人的・地域的な広がりに関しては幅広くとらえることができます。例えば、被害者が1人であっても、被害自体が地域的な広がりをもっていれば「相当範囲にわたる」といえますし、逆に被害地域が限定されていても、多数の被害者が生じているのであればこれも「相当範囲にわたる」といえます。特に近年は、近隣からの騒音に代表される都市・生活型公害が公害問題の主流を占めており、個々にきめの細かい対応が望まれていることから、この要件をあまりに厳しく解して、公害紛争を簡易・迅速に処理するという法の趣旨を減殺しないことも大切です。

一般家庭からの騒音による公害紛争の解決に際しては、審査会等の調停は有効な手段であり、実際にこれに関するいくつかの事案が審査会等において解決をみえています。

(2) 調停における調査と原因裁定における調査について

- ・ 公害等調整委員会の調停と公害審査会等の調停については、基本的に調査権限に大きな違いはない。
- ・ 裁定については文書・物件の提出命令や立入検査等の規定があるが、実態上、公害等調整委員会における調停と裁定の調査方法は異なる。

1 当事者の出頭

調停、裁定ともに公害紛争処理法に当事者の出頭に関する規定があり、違反に対しては罰則(過料)が課される。

調停	裁定
<p>(出頭の要求)</p> <p>第32条 調停委員会は、調停のため必要があると認めるときは、当事者の出頭を求め、その意見をきくことができる。</p> <p>→ 正当な理由なく拒んだ場合1万円以下の過料</p>	<p>(証拠調べ)</p> <p>第42条の16 裁定委員会は、申立てにより、又は職権で、次の各号に掲げる証拠調べをすることができる。</p> <p>一 当事者又は参考人に出頭を命じて陳述させること。</p> <p>二～四 略</p> <p>2～6 略</p> <p>→ 正当な理由なく拒んだ場合3万円以下の過料</p>

(注) 特に断りのない場合、公害紛争処理法の条文を指す。また、法第42条の16から第42条の18までは責任裁定にかかる条文であるが、第42条の33により原因裁定についても準用されている。以下同じ。

2 参考人、鑑定人等

裁定については公害紛争処理法に参考人、鑑定人等の出頭に関する規定があり、違反に対しては罰則(過料)が課される。調停については施行令(公害審査会等の場合)又は規則(公害等調整委員会の場合)に規定がある。

調停	裁定
<p>【施行令】 (関係人の陳述等) 第10条 都道府県に係る調停委員会又は仲裁委員会は、調停又は仲裁を行なうため必要があると認めるときは、事件の関係人若しくは参考人に陳述若しくは意見を求め、又は鑑定人に鑑定を依頼することができる。</p> <p>【規則】 (関係人の陳述等) 第16条 調停委員会は、調停を行なうため必要があると認めるときは、事件の関係人若しくは参考人に陳述若しくは意見を求め、又は鑑定人に鑑定を依頼することができる。</p> <p>2 調停委員会は、必要があると認めるときは、自ら事実の調査をし、又は中央委員会の事務局の職員にこれを行なわせることができる。</p>	<p>(証拠調べ) 第42条の16 裁定委員会は、申立てにより、又は職権で、次の各号に掲げる証拠調べをすることができる。 一 当事者又は参考人に出頭を命じて陳述させること。 二 鑑定人に出頭を命じて鑑定させること。 三～四 略 2～6 略 → 正当な理由なく拒んだ場合3万円以下の過料</p>

(注) 施行令: 公害紛争処理法施行令 規則: 公害紛争の処理手続等に関する規則

3 文書・物件の提出、立入検査

裁定については公害紛争処理法に該当する規定があり、違反に対しては罰則（過料）が課される。調停については、関係行政機関等に対する資料の提出要求等に関する規定があるが立入検査に関する規定はない。このため、任意の協力によるものとなる。

調停	裁定
<p>（審査会等の資料提出の要求等）</p> <p>第43条 審査会等は公害に係る紛争に関するあつせん、調停又は仲裁を行うため、連合審査会は公害に係る紛争に関するあつせん又は調停を行うため、それぞれ、必要があると認めるときは、関係行政機関の長又は関係地方公共団体の長に対し、公害発生の原因の調査に関する資料その他の資料の提出、意見の開陳、技術的知識の提供その他必要な協力を求めることができる。</p> <p>【設置法】</p> <p>（資料提出の要求等）</p> <p>第15条 委員会は、必要があると認めるときは、関係行政機関に対し、資料の提出、意見の開陳、技術的知識の提供その他必要な協力を求めることができる。</p>	<p>（証拠調べ）</p> <p>第42条の16 裁定委員会は、申立てにより、又は職権で、次の各号に掲げる証拠調べをすることができる。</p> <p>一～二 略</p> <p>三 事件に関係のある文書又は物件の所持人に対し、当該文書若しくは物件の提出を命じ、又は提出された文書若しくは物件を留め置くこと。</p> <p>四 事件に関係のある場所に立ち入って、文書又は物件を検査すること。</p> <p>2～6 略</p> <p>→ 正当な理由なく拒んだ場合3万円以下の過料</p>

（注）設置法：公害等調整委員会設置法

3 文書・物件の提出、立入検査(続き)

なお、調停については、水俣病等のいわゆる重大事件に対してのみ文書・物件の提出、立入検査に関する規定があり、違反に対しては罰則(過料)が課される。

調停(重大事件に関するもの)

(文書の提出等)

第33条 調停委員会は、第二十四条第一項第一号に掲げる紛争に関する調停を行う場合において、必要があると認めるときは、当事者から当該調停に係る事件に関係のある文書又は物件の提出を求めることができる。

2 調停委員会は、第二十四条第一項第一号に掲げる紛争に関する調停を行う場合において、紛争の原因たる事実関係を明確にするため、必要があると認めるときは、当事者の占有する工場、事業場その他事件に関係のある場所に立ち入って、事件に関係のある文書又は物件を検査することができる。

3 調停委員会は、前項の規定による立入検査について、専門委員をして補助させることができる。

→ 正当な理由なく拒んだ場合1万円以下の過料

4 事実の調査

裁定については、事実の調査に関する規定があり、このうち立入検査への違反に対しては罰則(過料)が課される。調停については規定はないが、実態として事実の調査は行っている。

事実の調査は、厳格な方式及び手続によって行われる証拠調べとは異なり、裁定委員会が相当と認める方式及び手続で自由に行うことができ、また、事務局の職員にも行わせることができる。

裁定(事実の調査に関するもの)

(事実の調査)

第42条の18 裁定委員会は、必要があると認めるときは、自ら事実の調査をし、又は中央委員会の事務局の職員をしてこれを行なわせることができる。

2 裁定委員会が前項の事実の調査をする場合において必要があると認めるときは、裁定委員会又はその命を受けた中央委員会の事務局の職員は、当事者の占有する工場、事業場その他事件に関係のある場所に立ち入って、事件に関係のある文書又は物件を検査することができる。

→ 正当な理由なく拒んだ場合1万円以下の過料

3 裁定委員会は、事実の調査の結果を責任裁定の資料とするときは、その事実の調査の結果について、当事者の意見をきかなければならない。

4 裁定委員会は、第二項の規定による立入検査について、専門委員をして補助させることができる。

5 その他

裁定については、本来の証拠調べの時期まで待っていたのでは証拠調べが不能・困難となるような場合のために、証拠保全に関する規定がある。調停については、あくまで勧告であるが、同趣旨の規定がある。

調停	裁定
<p>(調停前の措置)</p> <p>第33条の2 調停委員会は、調停前に、当事者に対し、調停の内容たる事項の実現を不能にし、又は著しく困難にする行為の制限その他調停のために必要と認める措置を採ることを勧告することができる。</p>	<p>(証拠保全)</p> <p>第42条の17 中央委員会は、責任裁定の申請前において、あらかじめ証拠調べをしなければその証拠を使用するのに困難な事情があると認めるときは、責任裁定の申請をしようとする者の申立てにより、証拠保全をすることができる。</p> <p>2 前項の申立てがあつたときは、中央委員会の委員長は、中央委員会の委員長及び委員のうちから、証拠保全に関与すべき者を指名する。</p>